

独立行政法人水資源機構分任契約職
群馬用水管理所長 土田 百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 事業ごみ等収集運搬業務(単価契約)(オープンカウンター方式)
2 業 務 場 所 群馬県前橋市古市町386番地
3 履 行 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 見積徴取期限において、前橋市が公表している一般廃棄物収集運搬業者名簿に掲載がある者であること。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は「(別添)見積書標準様式」を使用してください。また別紙1をあわせて提出してください。見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提 出 方 法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和6年3月28日 17:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 群馬用水管理所
FAX番号 027-254-2634 電子メール nyukei_gunma@water.go.jp
- 5) 担 当 者 総務班 犬田
- 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和6年3月27日 16:00 まで
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和6年3月29日10:00までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
③2回目の見積書は、別途連絡があったときに提出してください。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
- 1) 本業務は単価契約業務ですので、契約は仕様書で示す業務内容と見積書に記載された「各項目の単価」の契約となります(各単価に指定数量を乗じた額の合計金額は、あくまで予定数量です。そのため、支払金額は、各項目についての業務実績に基づくものになります。)
- 2) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、仕様書等交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。
- 4) 代金の支払いについては、履行確認後の翌月支払となります。